

那覇市公報

号外第 6 9 8 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

○平成 20 年度後期定期監査の結果について (公表) 1243

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 7 号

平成 2 1 年 3 月 6 日

那覇市監査委員 宮里 善博

同 洲鎌 忠

同 知念 博

平成 20 年度後期定期監査の結果について (公表)

地方自治法第 199 第 4 項の規定に基づき、総務部、企画財務部、健康福祉部、こどもみらい部、選挙管理委員会事務局の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 **総務部**
総務課、秘書広報課、平和交流・男女参画室、人事課、管財課、新庁舎建設室
企画財務部
経営企画室、情報政策課、財政課、税制課、市民税課、資産税課、納税課
健康福祉部
福祉政策課、障害福祉課、チャーがんじゅう課、保護課（健康保険局）
健康推進課、国保・後期高齢医療課、特定健診課
こどもみらい部
こども政策課、こどもみらい課、子育て応援課
選挙管理委員会事務局
- 第 2 監査の期間 平成 20 年 11 月 27 日から平成 21 年 2 月 25 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 20 年度（平成 20 年 11 月 30 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

総務部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、主幹 3 人、主査 5 人、主任主事 7 人、主事 2 人、電話交換手 1 人の計 22 人である。その他、非常勤職員 10 人である。

2 主な所掌事務

総務課は、議会、災害対策に係る計画及び総合調整、防災会議、災害対策本部及び災害復旧に係る申請等、総合防災訓練・防災ボランティア団体等への防災対策の情報提供等、防災センターの設立及び防災の啓発、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）文書及び公印、情報公開及び個人情報保護、条例、規則等の制定並びに解釈及び運用、中央行政

機関等との連絡調整等、公平委員会に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金支出は、南部市町村会(514万7,000円)、沖縄県市長会(427万2,000円)、財団法人南部振興会(170万4,000円)、全国市長会(151万7,000円)、九州市長会(25万3,000円)等である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、郵便料金後納分、全国公平委員会連合会会費、公平委員会委員費用弁償、全国公平委員会連合会九州支部総会等出席旅費及び出席負担金、九州地区都市防災連絡協議会出席負担金等である。

概算払による支払いは、九州市長会参加及び随行旅費、九州地区都市防災連絡協議会参加旅費である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、防災情報システム統括保守サービス業務(585万3,750円)、防災行政無線保守点検業務(170万1,000円)、例規類集及び法令集のデータ更新等業務(169万500円)、総合防災訓練会場設営業務(147万円)、顧問弁護士料(105万円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、ドキュテックプリント使用料(315万8,274円)、デジタルMCA無線システム賃貸借料(79万7,580円)、複写機賃借料及び複写機使用料(73万4,321円)、ドキュテック賃借料(69万2,496円)、リソグラフ賃借料2台分(48万7,620円)、業務用軽自動車賃貸借料(23万3,100円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、製本機・紙折機修繕(2万6,775円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年1月14日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 地方自治法改正に伴う情報提供の周知徹底について(要望事項)

地方自治法改正に伴う事務処理に不十分な対応が散見された。今後は、同法の改正に伴う情報提供を迅速に行い、同法改正に伴って整備すべき条例等改正事務に遺漏がないよう、各部局へ周知徹底するよう要望する。

(2) 南部市町村会及び財団法人南部振興会の団体負担金について(努力事項)

本市はこれまでも南部市町村会及び財団法人南部振興会に対して、負担金の縮減、事務事業の統廃合及び個別具体的な項目を挙げ抜本的な事務統合改

革を提案してきた。

しかし、当該団体の平成 19 年度決算で確認した結果、南部市町村会一般会計から 2,738 万 1,000 円、財団法人南部振興会から 1,118 万 1,000 円を南部広域市町村圏事務組合へ事務委託料として支出している。予算の効率的・効果的な執行の観点から当該 2 団体の事務委託費、業務の明確化及び費用負担等を検証し、より一層事務事業の統合及び組織運営の改善に努められたい。

○ 秘書広報課

1 職員の配置状況

秘書広報課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主査 3 人、主任主事 2 人、主事 2 人の計 10 人である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

秘書広報課は、市長及び副市長の秘書、儀式及び交際、渉外、ほう賞及び表彰、市政の普及、啓発及び宣伝、報道機関との連絡調整、庁内広報に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本広報協会会費（４万 2,000 円）である。

（２）資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、急を要する慶弔・懇談会等に係る交際費、JICA ボランティア派遣に伴う激励金、九州吹奏楽コンクール出場に伴う激励金、マーチングフェスティバル九州大会出場に伴う激励金、那覇まつりに参加する日南市副市長歓迎会費用、後納郵便料及び市政功労者表彰審査委員会報酬・費用弁償等である。

概算払による支払いは、第 80 回選抜高校野球大会決勝戦沖縄尚学高等学校応援旅費、道路暫定税率の回復と住民生活の安定を求める緊急大会参加旅費、泊ふ頭開発（株）に関する意見交換（内閣府）旅費及び随行旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約は、市民の友配布（967 万 5,414 円）、インターネット運用業務（360 万円）、市長専用運転業務（342 万円）、声の広報業務（52 万 5,000 円）等である。

（２）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、市長用自動車の賃貸借料（84 万 4,200 円）、タクシー使用料（69 万 7,520 円）、ファクス賃借料（9 万 3,240 円）、NHK 受信料他 5 件（13 万 8,365 円）である。

これらのことについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 平和交流・男女参画室

1 職員の配置状況

平和交流・男女参画室の職員配置状況は、室長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 2 人、主任主事 1 人の計 7 人である。その他、非常勤職員 8 人である。

2 主な所掌事務

平和交流・男女参画室は、平和振興、国際交流並びに姉妹都市及び友好都市、基地問題、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和 47 年条約第 2 号）に基づく放棄請求権の補償関係事業、那覇軍港の跡地利用の基本政策、那覇軍港の移設に伴う市域の振興策等の策定及び推進、男女共同参画計画、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的企画及び連絡調整、なは女性センターに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（11 万 9,000 円）、那覇市国際交流市民の会（10 万円）、うないフェスティバル実行委員会（8 万円）、核廃絶を求める団体（6 万円）、沖縄地域留学生交流推進協議会（5 万円）等である。

補助金の支出は、ハワイ沖縄プラザ建設支援事業（152 万 8,000 円）、アルゼンチン移民 100 周年記念補助事業（91 万 4,000 円）、ブラジル移民 100 周年記念補助事業（77 万 2,000 円）である。

（２）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、長崎青少年ピースフォーラムへの派遣旅費（生徒）、那覇・福州児童生徒交流祭への参加旅費、沖縄県人ブラジル移民 100 周年記念補助事業、アルゼンチン沖縄県人移住 100 周年記念補助事業及びハワイ沖縄プラザ建設支援事業への建設補助金等である。

概算払による支払いは、長崎青少年ピースフォーラム旅費、那覇港湾施設に関する協議会参加旅費、那覇・福州児童生徒交流祭参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約は、那覇軍港情報共有化検討調査業務委託（483 万円）、南部戦跡学習ツアー他 1 件（30 万 6,125 円）である。

（２）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機使用料他 2 件（17 万 4,003 円）、空港待合室使用料（12 万 750 円）、なは女性センター複写機賃借（10 万 800 円）

複写機保守料他 1 件（8 万 4,088 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）構築物について

核兵器廃絶平和都市宣言の広告板及び広告塔、恒久平和のモニュメント（碑塔）、憲法 9 条（碑塔）である。

（2）山林について

日南市在の国有地（面積 61,276 m²）上に、スギ 11,160 本、ヒノキ 2,500 本、イヌマキ外 1,470 本の立木を所有している。

（3）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 19 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 人事課

1 職員の配置状況

人事課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、参事兼所長 1 人、副参事 3 人、主幹 1 人、主査 16 人、主任主事 11 人、主任保健師 1 人、主任技師 1 人、主事 4 人の計 39 人である。その他、非常勤職員 2 人である。

2 主な所掌事務

人事課は、職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分、職員の勤務条件、給与、報酬、費用弁償等、職員の安全及び衛生管理、職員の福利厚生、研修に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金について

未収金は、扶養・期末手当もどし入金（現年度分）（184 万 784 円）、諸手当もどし入金（現年度分）（8 万 2,987 円）である。

（2）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本経営協会（5 万円）（財）沖縄県社会保険協会（4 万 5,500 円）自治研修協議会（1 万円）への団体負担金等である。

（3）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、職員採用候補者試験（幼稚園・保育士実技試験）問題作成専門委員報酬、特別職報酬等審議会委員報酬・費用弁償、職員採用試験協力者への食糧費、各月の手当追給分・還付金等である。

概算払いによる支払いは、九州都市安全衛生管理協議会への旅費、メンタルヘルス職場対応セミナーへの旅費、市町村職員中央研修所（専門実務研修・自治政策課題研修）、全国市町村国際文化研修所（専門実務研修・国際文化系研修）への旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理さ

れているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約は、給与関係事務業務委託（2,082 万円） 人事給与システム運用保守業務委託（315 万円） 人事給与システム保守業務委託（227 万 9,208 円） 職員採用候補者試験業務委託（193 万 5,444 円） 産業医（内科）委託（75 万 6,000 円） 産業医（精神科）委託（75 万 6,000 円）等である。

（２）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、人事給与システムパッケージリース（1,497 万 8,880 円） 内閣府派遣職員アパート借上（120 万円） 複写機賃貸借（17 万 1,686 円） ファクシミリ賃貸借（11 万 3,400 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（１）建物について

建物は職員福利厚生施設（厚生会館）614.62 ㎡である。

（２）基金について

退職手当基金として 38 億 4,860 万 1,947 円である。

（３）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 19 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについては、関連台帳等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

（１）契約事務手続きについて（留意事項）

産業医による職員健康相談業務委託（精神科）等の契約書類を抽出確認したところ、支出負担行為として整理する時期にされていなかったものが 1 件、債務負担行為の設定をしていなかったことにより複数年契約とすべきものを単年度契約としたものが 2 件見られた。

那覇市予算決算規則第 23 条（支出負担行為の整理区分及び事前合議） 地方自治法第 214 条（債務負担行為）及び第 215 条（予算の内容）に則り適正な事務手続きに努められたい。

（２）備品管理について（留意事項）

備品台帳と現品を調査した結果不一致が見られ、古いパソコンとプリンターは既に処分されていた。那覇市物品会計規則第 26 条（台帳等） 同規則第 21 条（処分）等を順守した適正管理に努められたい。

○ 管財課

1 職員の配置状況

管財課の職員配置状況は、課長 1 人、室長（副参事）1 人、主幹 2 人、主査 5 人、主任主事 6 人、主事 1 人、主任技師 1 人の計 17 人である。その他、非常勤職員 10 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

管財課は、財産の総括、普通財産、本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理、市有物件災害共済、所有者不明墓地、管理車両、物品の調達及び検収並びに不要品の売却、公共料金支払システムによる光熱水費の支出決定、土地開発公社、土地開発公社の保有土地のうち本市が公用又は公共用に供することを予定しているもの以外の土地の取得並びに本市が取得した当該土地の管理及び処分の総合調整に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、土地貸付収入の一般貸付分(4,264万8,873円)、滞納繰越分(1,433万6,108円)、公社健全化貸付分(530万8,177円)、庁舎光熱水費実費徴収金(28万9,656円)、承諾料(10万8,410円)等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県軍用地等地主会連合会負担金(16万5,000円)、那覇地区交通安全協会負担金(1万750円)、甲種防火管理者講習会受講料(1万2,000円)、安全運転管理者等講習会出席者負担金(4,200円)、沖縄県都市管財事務協議会出席者負担金(4,000円)等である。

交付金の支出は、国有資産等所在市町村交付金(82万7,000円)である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、地域再生協議会委員報酬及び費用弁償、沖縄県都市管財事務協議会出席旅費、甲種防火管理者講習受講料等である。

概算払いによる支払いは、沖縄県都市管財事務協議会出席旅費、九州契約事務主管課長会議出席負担金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市役所本庁舎等施設管理業務委託(1,635万9,000円)、新都心銘苅庁舎警備業務委託(1,344万4,200円)、那覇市役所本庁舎警備業務委託(1,228万5,000円)、新都心銘苅庁舎清掃業務委託(913万5,000円)、那覇市役所本庁舎清掃業務委託(903万円)等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

仮設水質試験所解体工事(設計/管理)委託(65万1,000円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、銘苅庁舎賃借(1億2,442万8,300円)、晶設計第一ビル賃貸借(600万円)、那覇市役所本庁舎電話交換機等設備賃貸借(439万7,400円)、銘苅庁舎及び仮設駐車場用地賃貸借(301万3,933円)、公有財産管理システム機器賃借(269万2,620円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、内線電話移設及び増設修繕その他13件(112万2,460円)、6階系統冷却塔修繕(66万円)、車検整備他2件(15万7,898円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理

(1) 土地、建物について

土地は、行政財産（本庁舎、駐車場）、普通財産（駐車場、下水道施設用地、下水道、道路、公共施設用地、墓地、学校用地、有償貸付、無償貸付、更地、残地・遊休地、のり地、袋地、崖地、軍用地、国道潰れ地、県道潰れ地、市道潰れ地、県道、市道、道路、河川敷、井戸・拝所、その他）として 29 万 2,000.96 ㎡である。

建物は行政財産（本庁舎、駐車場、倉庫、事務所・会議室）、普通財産（その他）として 1 万 8,090.11 ㎡である。

(2) 基金について

土地開発公社経営健全化基金として 13 億 1,692 万 9,598 円である。

(3) 有価証券について

有価証券は、沖縄電力株式会社 2 億 59 万 1,000 円、株式会社琉球銀行 3,453 万 1,000 円、日本トランスオーシャン航空株式会社 1,495 万 4,000 円、沖縄県離島海運振興株式会社 1,000 万円、那覇空港ターミナル株式会社 625 万円等である。

(4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 19 日備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

未収金対策について（努力事項）

土地貸付収入（一般貸付分）の未収金対策は、平成 19 年度から人員増等の体制強化や裁判上の和解等により一定の成果が見られる。しかし、平成 20 年 11 月 30 日現在の未収額（滞納繰越分）は、1,433 万 6,108 円と多額であることから、財産調査に基づく効果的な徴収手続きや必要な場合における法的措置等により早期回収に努められたい。

○ 新庁舎建設室

1 職員の配置状況

新庁舎建設室の職員配置状況は、室長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 3 人、主任主事 1 人の計 7 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

新庁舎建設室は、新庁舎の建設、庁舎の仮移転、その他新庁舎に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、新庁舎設計者選定プロポーザル審査委員会専門委員報酬である。概算払による支払いは、新庁舎設計者選定プロポーザル県外審査委員就任依頼調整旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理さ

れているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市新庁舎基本計画業務委託(399万円)、那覇市新庁舎基本構想策定支援業務委託(296万7,300円)である。

(2) 設計委託契約について

設計委託契約は、那覇市役所仮庁舎設計業務委託(611万5,000円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料その他2件(19万1,809円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地について

土地は仮庁舎予定地として1万6,000㎡である。

(2) 基金について

那覇市新庁舎建設基金として43億7,598万6,380円である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年1月19日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

企画財務部

○ 経営企画室

1 職員の配置状況

経営企画室の職員配置状況は、副部長兼室長1人、副参事9人、主幹3人、主査6人、主任主事4人、主事1人の計24人である。その他非常勤職員2人である。

2 主な所掌事務

経営企画室は、総合計画等の策定及び推進、行政各部門における事業の総合調整、重点施策及び重点事業の策定、主要事業の進行管理、都市経営、行財政改革の推進、行政組織及び定員、事務管理及び能率、地方分権、経営改革アクションプラン、行政評価、ISO9001の総括及び推進、特定重要課題への対応及び研究、統計、特に命ぜられた事項に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、主な団体負担金として南部広域市町村圏事務組合負担金 (1,019 万 6,000 円) 那覇空港拡張整備促進連盟負担金 (100 万円) 沖縄県水源基金負担金 (70 万 7,000 円) 沖縄県統計協会負担金 (10 万 2,300 円) 等である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、「なはのまちを考えるフォーラム」講師謝礼金、経済センサス基礎調査調査員報酬等である。

概算払による支払いは、「アジア知的財産フォーラム In kawasaki」参加旅費、「自治体職員のための PFI 基礎講座」受講旅費等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、ISO9001 認証拡大コンサルティング業務委託契約 (272 万 5,000 円) 平成 20 年度市民意識調査業務 (165 万 9,000 円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃貸借契約 (27 万 4,680 円) 複写機使用料及び消耗品等の供給に関する契約 (67 万 1,506 円) NHK 受信料その他 (25 万 9,150 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金・出資による権利・株券について

基金は施設整備基金として 100 万円、出資による権利は南部広域市町村圏事務組合 3 億 3,322 万 5,000 円、株券は那覇空港ビルディング株式会社 (1,120 株、取得価額 5,600 万円) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 南部広域市町村圏事務組合負担金の一括払いについて (要望事項)

南部広域市町村圏事務組合に対する負担金 (1,019 万 6,000 円) は、毎年慣例的に 5 月に前金払いで一括して支払っている。

当該負担金は、交付団体の資金需要に応じた資金計画等を提出させたうえで必要に応じた額を分割して支払っても交付団体の運営に支障をきたすことはないと考えられることから支払い方法の見直しを図られたい。

(2) 沖縄大学校舎建設事業補助金の予算計上について (是正事項)

沖縄大学に対する補助金 (200 万円) は、対象事業である校舎建設の完成が平成 21 年度以降であるにもかかわらず平成 20 年度の予算に計上している。このことは那覇市補助金等交付規則をはじめとした予算の執行及び補助金交付の執行の原則に抵触する不適正な予算計上であると判断する。

今後は、予算計上のあり方を再確認し、補助金の交付に際しても十分に精査して執行するよう求める。

○ 情報政策課

1 職員の配置状況

情報政策課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 4 人、主任主事 3 人、主事 8 人の計 19 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

情報政策課は、電子自治体推進施策の企画立案及び総合調整、電子自治体推進施策事業の進行管理及び総合調整、基幹系業務処理システムの整備、主管課の個別業務システムの整備支援及び調整、庁内ネットワークの管理及び情報セキュリティー、汎用機、サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会負担金 (12 万 9,000 円) 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備工事有線系 (53 万 808 円) 地方自治情報センター年会費 (36 万円) 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備工事地上系 (35 万 9,698 円) の団体負担金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、基幹系業務システム再構築推進事業光熱費 (9,844 円) である

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、健康福社区分運用維持管理保守業務 (2,595 万 9,459 円) 住記税財務会計区分運用維持管理業務 (3,833 万 9,565 円) 住記税財務会計区分における家屋評価システム構築業務 (1,278 万 600 円) システムエンジニアリング、オペレーション IO 支援業務 (2,295 万 2,895 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、システム再構築健康福社区分サービス利用料 (4,625 万 1,612 円) 住記税財務会計区分サービス利用契約 (5,777 万 3,100 円) ホストコンピュータプログラム OS ソフト賃貸借 (1,606 万 5,000 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、全庁パソコン修繕料他 5 件 (344,193 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 株券について

株券は、沖縄ケーブルネットワーク株式会社 (200 株、取得価額 1,000 万円) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 家屋評価システム構築業務委託契約について（注意事項）

家屋評価システム構築業務委託契約（1,278 万 600 円）は、平成 20 年 6 月 13 日から契約期間 49 日間の業務を終了し支払いも完了している。しかし、同委託契約書の経費内訳には、業務委託の業務は導入諸経費、評価替え費用の 140 万円で、それ以外の費用はソフトウェア費用、サーバー費用、5 年間のサーバー保守費用であり、契約時から 5 年間の業務の実績に応じて支払われる内容のもので、歳出科目としては使用料及び賃借料が適当である。

今後外部へ発注する業務の契約に当たっては、業務の性質を十分に吟味し適切な歳出科目を設定し、事業が複数年にまたがる場合は債務負担行為を設定するなど法令を順守した予算の執行に努められたい。

(2) 支援委託契約について（留意事項）

システムエンジニアリング、オペレーション 10 支援委託契約（2,295 万 2,895 円）は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し随意契約を行っているが、那覇市契約規則第 21 条の 3 の規定に基づく 2 者以上の見積書を徴していない。同委託契約はシステムエンジニア、オペレーター、10 要員と 3 種の技術者の作業日数、賃金単価から構成されているが、単価等を他社と比較することで契約金額を低減する効果がないとは言えない。

今後業務の契約に当たっては、法令を順守した予算の執行に努めることはもとより、競争性、経済性が客観性を担保した形で実現するよう留意されたい。

○ 財政課

1 職員の配置状況

財政課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 3 人、主幹 2 人、主査 4 人の計 10 人である。

2 主な所掌事務

財政課は、予算の編成、決算及び予算の執行管理、市債及び一時借入金、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金等、特別会計予算の調製、財政事情の公表及び財政調査、バランスシートの総括に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、下水道事業会計（3 億 9,349 万 5,000 円）への負担金等である。

補助金の支出は、那覇市土地開発公社への貸付金等（739 万 6,271 円）の補助金である。

(2) 概算払の取扱について

概算払の支払いは、九州県庁所在都市財政実務者会議 (9 万 8,320 円) 九州県庁所在都市財政会議 (5 万 2,310 円) への出席旅費である。

資金前途の支出は、土地開発公社への補助金 (739 万 6,271 円) である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約については、財務会計システムサポート業務 (94 万 5,000 円) プログラム・プロダクトサポートサービス (1 万 6,380 円) の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約については、デジタル複合機賃貸借契約 (32 万 6,004 円) 電子機器の賃貸借及び保守 (208 万 2,150 円) 新財務会計システム賃貸借及び保守 (73 万 5,264 円) 等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金について

財政調整基金として 30 億 4,719 万 6,529 円、減債基金として 26 億 7,244 万 4,309 円、地域振興基金として 1 億 9,925 万円である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについては、「 6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 那覇市地域振興基金の管理について (検討事項)

那覇市地域振興基金は、平成 2 年 10 月に基金が設置されて以来、平成 11 年度に元本の一部 6,000 万円を取り崩したがそれ以外は定期預金の運用益のみを事業の財源として活用している。この数年の定期預金の金利が低利である中で他の基金においては地方債を購入することでより有利な運用を図っていることもあり、当該基金についてもより確実に有利な運用方法も検討されたい。

また、当該基金の管理は財政課が行い当該基金条例の所管は経営企画室と異なるが、基金を適切に管理運用する観点から妥当か検討されたい。

(2) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について (検討事項)

地方自治法第 234 条の 3 及び同法施行令第 167 条の 17 に基づく長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、沖縄県内 11 市中 6 市が当該条例を制定している。当該条例が施行された場合、条例で規定された長期継続契約は債務負担行為を設定することなく契約締結を行うことが可能になり、契約業務が簡素化されることと事務の改善につながる効果が期待できる。

本市においても当該条例の制定を検討されたい。

○ 税制課

1 職員の配置状況

税制課の職員配置状況は、課長 1 人、専門主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 7 人、主事 2 人の計 13 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

税制課は、税務の総合調整及び企画、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課、所得証明書、資産証明書、納税証明書等、軽自動車の標識交付、固定資産評価審査委員会に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇地区税務協議会団体負担金 (3 万 3,840 円) 北那覇地区税務協議会団体負担金 (3 万 3,840 円) 那覇市租税教育推進協議会団体負担金 (2 万 5,000 円) 九州都市税務協議会定例幹事会出席者負担金等である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、九州都市税務協議会定例幹事会に係る負担金、那覇地区税務協議会に係る負担金(那覇税務署)、北那覇地区税務協議会に係る負担金(北那覇税務署)、那覇市租税教育推進協議会に係る負担金、軽自動車税納税通知書発送料等である。

概算払による支払いは、沖縄県都市税務協議会定例会、都市税制調査委員会幹事会・全国都市税務協議会常任幹事会合同会及び九州都市税務職員研修会の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、証明書自動交付機及び証明書簡易申請システム保守業務 (109 万 9,998 円) 製本機保守業務 (88 万 2,000 円) 封入封緘機保守業務 (59 万 8,500 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃貸借契約 (62 万 6,220 円) 封入封緘機賃貸借契約 (25 万 4,772 円) 製本機賃貸借契約 (19 万 8,198 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 市民税課

1 職員の配置状況

市民税課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 2 人、主査 5 人、主任主事 17 人、主事 5 人の計 32 人である。その他、非常勤職員 3 人である。

2 主な所掌事務

市民税課は、個人の市県民税、法人等の市民税、事業所税の賦課、扶養証明等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、事業所税都市連絡協議会負担金 (6,000 円)、九州地域事業所税都市連絡協議会負担金 (2,000 円) である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、平成 20 年度普通徴収当初税額通知書等送送料、平成 20 年度特別徴収当初税額通知書等送送料、平成 20 年度減額措置案内・申告書の送付料である。

概算払による支払いは、平成 20 年度九州地域事業所税都市連絡協議会研究会の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、平成 20 年度市民税賦課パンチ委託業務 (50 万 210 円)、減額措置封入封緘委託外 1 件 (51 万 1,090 円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、市民税課税資料電子化システム賃借料 (495 万 9,702 円)、タクシー使用料 (20 万 260 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 資産税課

1 職員の配置状況

資産税課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 2 人、主査 10 人、主任主事 16 人、主事 7 人の計 38 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員

3 人である。

2 主な所掌事務

資産税課は、固定資産税及び特別土地保有税の賦課、国有提供施設等所在市町村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金、資産証明等、地籍調査に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、財団法人資産評価システム研究センター(12 万円)、沖縄県基地交付金関係市町村連絡会議(6 万円)、社団法人全国国土調査協会(2 万円)への団体負担金等である。

(2) 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、固定資産税過誤納金の返還、納税通知書の郵送(通信運搬費)、財団法人資産評価システム研究センター負担金、沖縄県基地交付金関係市町村連絡会議負担金、社団法人全国国土調査協会会費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、路線価付設業務委託(1,120 万円)、平成 21 年度標準宅地時点修正鑑定評価委託(562 万 7,160 円)、平成 20 年度地籍調査データ整備業務委託(493 万 5,000 円)、地理情報システム管理業務委託(保守管理)(204 万 2,250 円)、訴訟代理委託料(10 万 5,000 円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、軽自動車賃貸借契約(27 万 900 円)、タクシー使用料(9 万 6,580 円)である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、携帯コピー機修繕料(2 万 1,000 円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 納税課

1 職員の配置状況

納税課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 4 人、主査 10 人、主任主事 21 人、主事 11 人の計 49 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 8 人である。

2 主な所掌事務

納税課は、市税の徴収、納税証明等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、市税の現年度分が 130 億 8,691 万 3,211 円 (個人市民税が 39 億 9,229 万 5,467 円、法人市民税が 12 億 2,894 万 7,837 円、固定資産税が 75 億 7,570 万 9,354 円、軽自動車税が 3,556 万 1,300 円、市たばこ税が 2 億 2,158 万 9,653 円、事業所税が 3,280 万 9,600 円) 滞納繰越分が 27 億 3,685 万 4,135 円 (個人市民税が 8 億 8,187 万 6,429 円、法人市民税が 7,741 万 2,564 円、固定資産税が 17 億 1,958 万 6,634 円、軽自動車税が 4,293 万 3,878 円、市たばこ税が 570 万 8,230 円、事業所税が 933 万 6,400 円) となっており、市税全体で 158 億 2,376 万 7,346 円である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、南部地区個人住民税徴収対策協議会への団体負担金 (1,880 円) 「東京税務セミナー」受講料としての出席負担金 (5 万円) 「管理監督者のための徴収事務講座」参加料としての出席負担金 (3 万 450 円) である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、市税過誤納還付金、南部地区個人住民税徴収対策協議会負担金、東京税務セミナー受講料、管理監督者のための徴収事務講座参加料、後納郵便料金等である。

概算払による支払いは、滞納市税の出張徴収旅費、東京税務セミナー受講旅費、管理者のための徴収事務講座受講旅費、平成 20 年度沖縄県都市税務協議会収納部会研修会参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市納税催告センター運営業務委託 (1,038 万 2,316 円) 非 OCR 納付書書換委託 (154 万 728 円) 電話催告システムセットアップ業務委託外 1 件 (16 万 2,750 円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、滞納管理システム賃借料 (823 万 7,268 円) 自動電話催告システム賃貸借契約 (350 万 7,840 円) 軽自動車賃借料 (54 万 6,840 円) カラープリンター賃借料 (9 万 4,500 円)、パーソナルコンピュータ賃借料その外 2 件 (41 万 7,757 円) である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、納税催告センター電源増設工事外 2 件 (25 万 5,150 円) NEC プリンター修繕外 1 件 (7 万 9,380 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 19 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

滞納繰越分の収納対策について（注意事項）

平成 20 年 11 月 30 日現在の市税の滞納繰越分収入未済額は、27 億 3,685 万 4,135 円である。現年度のみ未納者を対象とする納税催告センターが平成 20 年 9 月から業務を開始され、同センターの効率的・効果的な運用により、現年度分の徴収強化が図られ、収納率の向上に寄与していることから、対前年同月と比較して市県民税・固定資産税・軽自動車税の現年度分については、未納者数、未納額ともに改善が見られる。しかしながら、依然として、多額な滞納繰越分収入未済額が見込まれるので、収納対策を新たに構築することや納税催告センターの運用を含め、滞納繰越分収入未済額のより一層の圧縮に努められたい。

市税の滞納繰越分収納状況（平成 20 年 11 月 30 日現在）（単位：円）

科 目	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率（％）
個人市民税	1,064,528,271	182,651,842	881,876,429	17.2
法人市民税	87,702,256	10,289,692	77,412,564	11.7
固定資産税	2,122,534,416	402,947,782	1,719,586,634	19.0
軽自動車税	54,522,783	11,588,905	42,933,878	21.3
市たばこ税	5,796,772	88,542	5,708,230	1.5
事業所税	9,808,000	471,600	9,336,400	4.8
合 計 額	3,344,892,498	608,038,363	2,736,854,135	18.2

健康福祉部

○ 福祉政策課

1 職員の配置状況

福祉政策課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 3 人、主任主事 2 人、主事 2 人の計 9 人である。その他、非常勤職員 2 人である。

2 主な所掌事務

福祉政策課は、福祉事業の総合計画、社会福祉事業団体及び地域福祉、福祉のまちづくり、民生委員及び児童委員、災害援助、援護事務、総合福祉センターに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、石嶺地域福祉祭り運営費の団体負担金（５万円）九州

県庁所在都市福祉行政主管者協議会の出席負担金 (2 万円) である。

補助金の支出は、那覇市社会福祉協議会運営費及び事業費 (5,761 万 8,000 円) 那覇市民生委員児童委員連合会運営費 (1,643 万 1,000 円) 那覇市老人クラブ連合会運営費 (321 万 3,000 円) 那覇市身体障害者福祉協会運営費 (176 万 7,000 円) 那覇保護区保護司会運営費 (101 万 9,000 円) 等である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、福祉のまちづくり審議会委員報酬、愛楽園入園療養者激励金、那覇市災害見舞金等である。

概算払による支払いは、那覇市社会福祉協議会補助金、那覇市民生委員児童委員連合会補助金、地域福祉基金事業補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市総合福祉センター管理運営費 (3,759 万 9,000 円) 福祉情報システムの保守業務委託 (46 万 7,250 円) なはバリアフリー情報マップ保守業務委託 (37 万 8,000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、電子複写機賃借料 (11 万 3,400 円) 会場使用料 (4 万 5,770 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、那覇市総合福祉センタークーラー修繕料 (2 件 94 万 1,619 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地、建物について

土地は、那覇市総合福祉センター 3,993.03 m²、授産所そてつ 578.94 m² である。

建物は、那覇市総合福祉センター 5,309.45 m²、古波蔵ふれあい館 762.50 m²、真和志庁舎 108.68 m² である。

(2) 基金について

那覇市地域福祉基金として預金 3 億 5,252 万 3,657 円、債券 5 億円 (購入額 4 億 9,532 万円) である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

民生委員・児童委員の確保について (努力事項)

本市における民生委員・児童委員は、平成 20 年 11 月 30 日現在の定数 459 人に対し現員数 390 人で 69 人の欠員となっている。

民生委員・児童委員は、地域住民の生活状態を適切に把握し、生活相談や福祉サービスの情報提供、社会福祉事業や社会福祉活動を行う者の支援等により住民

の福祉増進を図るため欠かせない存在であることから、民生委員・児童委員の重要な役割や活動を広報し、自治会との連携を図り、定数を確保するよう努められたい。

○ 障害福祉課

1 職員の配置状況

障害福祉課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 7 人、主任主事 6 人、主事 10 人、主査保健師 1 人、主任保健師 2 人、保健師 1 人、主任理学療法士 1 人、社会福祉士 3 人の計 34 人である。その他、非常勤職員 17 人、臨時職員 5 人である。

2 主な所掌事務

障害福祉課においては、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく障害者計画、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）特別障害者手当・経過的福祉手当及び障害児福祉手当、重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）難病患者等居宅生活支援、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（１）未収金について

未収金は、知障施設負担金滞納分（615 万 2,240 円）身体障害者居宅介護支援費返還金（188 万 760 円）高額療養費返還金（2,144 万 6,338 円）等である。

（２）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本車椅子ツインバスケットボール選手権大会事業に係る負担金（20 万円）沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金（14 万 1,000 円）である。

補助金の支出の主なものは、18 施設における通所サービス利用促進事業補助金（681 万 2,000 円）地域活動支援センター 型販路拡大支援事業（60 万円）である。

（３）資金前途・概算払の取扱について

資金前途による支払いは、障害者運動会案内通知の郵送料、モノレールゆいカード購入、重度心身障害者医療費助成金等である。

概算払による支払いは、知的障害者相談支援事業委託料、地域活動支援センター 型事業委託料及び 型委託料、家族相談員紹介事業運営費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約は、地域活動支援センター 型事業（6,650 万円）地域活動支援センター 型事業（3,340 万円）地域活動支援センター 型事業（2,143

万 1,000 円) 那覇市身体障害者相談支援事業 (1,355 万 1,000 円) 那覇市知的障害者相談支援事業 (1,121 万 2,000 円) リフト付バス運行事業 (1,101 万 4,000 円) 那覇市障害者福祉センター管理運営 (814 万円) 障害者美術展開催事業 (270 万円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、パーソナルコンピューター賃貸借料 (100 万 1,700 円) 社会福祉法人「蒼生の会」入居建物に係る土地賃借料 (118 万 9,000 円) 障害者支援費管理費システム一式賃借料 (390 万 6,000 円) 会場使用料 (59 万 5,950 円) パソコン機器等賃貸借 (106 万 9,740 円) 等である。

これらのことについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地、建物について

土地は障害者福祉センター2,803.11 m²、建物は障害者福祉センター521.78 m²、那覇市障がい者就労支援センター195.40 m²である。

(2) 物品管理について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正処理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 未収金について (努力事項)

知的障害者福祉施設入所者自己負担金収入未済額 615 万 2,240 円あるが、前回指摘事項の未収金台帳は作成されているものの、徴収方法が市から利用施設へ変更になったものの徴収計画がない。具体的な徴収計画を策定し、徴収努力していただきたい。

(2) 備品管理について (注意事項)

平成 10 年 12 月 24 日にリフト付ワゴン車 (重要備品) を 543 万 1,193 円で購入し、那覇市障害者介護型デイサービス事業業務委託契約書に基づきオリブ山病院に使用させているが、平成 14 年 3 月 31 日に事業終了したにも係らず返車されていない。

那覇市物品会計規則第 18 条 (物品払い出し等) による備品貸出簿や車両の管理及び費用負担・損害賠償の責任制限等が明記された車両貸与契約書も締結されていない。

重要備品の管理及び交通事故等も考慮し、すみやかに車両の適正管理に努められたい。

○ チャーがんじゅう課

1 職員の配置状況

チャーがんじゅう課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 3 人、主査 14 人、主任主事 11 人、主事 10 人、主任保健師 2 人、保健師 1 人の計 43 人である。その他、非常勤職員 102 人、臨時職員 9 人である。

2 主な所掌事務

チャーがんじゅう課は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）高齢者福祉対策、老人福祉施設、介護保険事業の企画及び普及、介護保険の認定審査、介護保険の給付、介護保険料の賦課及び徴収、安謝複合施設、シルバー人材センターに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、介護保険料の現年分普通徴収保険料（現年度分 2 億 1,897 万 3,144 円、滞納繰越分 2 億 2,793 万 4,967 円）老人福祉施設入所者自己負担金（現年度分 70 万 1,500 円、滞納繰越分 85 万 5,141 円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、居宅介護サービス給付費（36 億 2,326 万 7,390 円）施設介護サービス給付費（27 億 8,159 万 8,793 円）介護予防サービス給付費（5 億 7,400 万 1,337 円）等である。

補助金の支出は、那覇市シルバー人材センター運営補助金（1,254 万 3,400 円）那覇市単位老人クラブ補助金（114 万円）である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、介護サービス等諸費、主治医意見書作成料、後納郵便料等である。

概算払による支払いは、老人福祉施設入所措置費、地域ふれあいデイサービス事業委託料、那覇市シルバー人材センター運営費補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市老人福祉センター等の管理運営委託（5,599 万 2,000 円）地域相談センター業務委託（12 件 4,800 万円）介護予防事業業務委託（12 件 3,846 万円）地域ふれあいデイサービス事業（3,061 万 2,750 円）食の自立支援事業（5 件 2,026 万 6,130 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、包括支援センター支援システム等の賃貸借（5 件 938 万 5,740 円）複写機賃貸借（115 万 9,288 円）パソコン賃貸借（94 万 9,032 円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車両整備及び修理（45 万 1,541 円）プリンター修理（2 件 11 万 3,714 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地、建物について

土地は、末吉老人福祉センター（4 筆 3,346.20 m²）識名老人福祉センター（3,698.00 m²）小禄老人福祉センター（3 筆 3,285.49 m²）壺川老人福祉センター（2,587.46 m²）である。

建物は、末吉老人福祉センター（931.98 m²）識名老人福祉センター及び

陶芸室 (2 棟 811.98 m²)、小禄老人福祉センター及び陶芸室 (2 棟 814.46 m²)、壺川老人福祉センター (1,091.31 m²)、辻老人憩の家 (480.00 m²)、安謝老人憩の家 (411.94 m²)、安謝特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター (2 棟 5,219.98 m²)、シルバーワークプラザ (397.49 m²) である。

(2) 基金について

介護給付費等準備基金として 8 億 665 万 3,271 円、介護保険高額介護サービス資金貸付基金として 2,000 万円である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

介護保険料の未収金について (注意事項)

介護保険料の滞納繰越分は、平成 20 年 11 月 30 日現在の調定額 2 億 4,403 万 4,580 円に対し収入済額は 1,609 万 9,613 円で、収入未済額は 2 億 2,793 万 4,967 円となっている。

介護保険料徴収の時効は 2 年間と短期間であり、時効が成立すると介護サービスも制限されることから、介護保険制度の周知を図り早期徴収に努められたい。

○ 保護課

1 職員の配置状況

保護課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 3 人、主幹 6 人、主査 16 人、主任主事 16 人、主事 35 人の計 77 人である。その他、非常勤職員 46 人、臨時職員 11 人である

2 主な所掌事務

保護課は、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)、生活保護に係る運営方針及び事業計画、行旅病人及び行旅死亡人取扱法 (明治 32 年法律第 93 号)、福祉相談、女性相談、医療事務及び介護事務、就労支援及び就労指導、中国残留邦人等に対する支援給付事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、生活保護費返還金徴収金 1 億 2,484 万 6,115 円である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、九州地区婦人相談員連絡協議会 (6,000 円)、全国婦人相談員連絡協議会 (6,000 円)、九州県庁所在都市福祉行政主管者協議会負担金 (4,000 円) である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、九州県庁所在都市福祉行政主管者協議会負担金、各月の連絡事務等後納郵便、生活保護費 (口座支払い、窓口支払い、追給支払い、手処理支払い、緊急用保護費支払い) 等である。

概算払による支払いは、生活保護担当者ケースワーカー全国研修会、生活保護申請者実地調査、全国生活保護査察指導員研究協議会、所長部会先進地視察研修、医療扶助費、生活保護措置費（救護園）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、行旅死亡人葬祭委託料（2 万 9,200 円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、パソコン賃借料 60 台分（184 万 3,224 円）、26 台分（91 万 8,540 円）12 台分（71 万 60 円）、システムサーバー等賃借料（57 万 9,600 円）、電子複写機使用料（20 万 5,965 円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車検整備その他外 6 件（41 万 2,764 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等について

未収金の徴収について（注意事項）

生活保護費返還徴収金の滞納繰越分未収金は、平成 20 年 11 月 30 日現在、1 億 2,484 万 6,115 円である。

分納返済や別途送金制度で確実に収納する方法を導入し努力しているが、保護費返還金は多額であり、なお一層未収金の徴収に努められたい。

（健康保険局）

○ 健康推進課

1 職員の配置状況

健康推進課の職員配置状況は課長 1 人、副参事 2 人、主幹 1 人、主査 8 人、主任主事 5 人、主事 1 人、主任保健師 6 人、保健師 3 人の計 27 人である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 9 人である。

2 主な所掌事務

健康推進課は、予防接種、がん検診、健康づくり、母子保健、献血、臓器移植・エイズ・麻薬等、保健団体の育成及び地域保健、保健センター、救急医療の補助金、医療に係る連絡・調整、地方独立行政法人那覇市立病院、古波蔵ふれあい館に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、病院事業運営費負担金 (3 億 9,264 万 8,000 円) 九州県庁所在都市福祉行政主管者協議会 (8,000 円) 及び防火管理講習会 (6,000 円) 等の出席負担金である。

補助金の支出は、赤十字血液センター建設補助金 (328 万 5,000 円) 保健事業運営補助金 (2 件 166 万円) 等である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、がん検診等受診券郵送料、市立病院評価委員会委員報酬等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、MR・麻疹・風疹予防接種個別委託 (4 件 6,271 万 1,449 円) DPT・DT予防接種個別委託 (5 件 4,484 万 1,222 円) 妊婦健康診査 (4,147 万 9,788 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、保健センター用地賃借料 (138 万 4,633 円) パソコンリース料 (23 万 4,360 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、ファイルサーバー修繕 (29 万 4,683 円) 車両整備 (2 件 11 万 1,217 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地、建物について

土地は、那覇市保健センター6,007.26 m²である。建物は、那覇市保健センター2,005.48 m²、那覇市北保健センター280.00 m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 国保・後期高齢医療課

1 職員の配置状況

国保・後期高齢医療課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、主幹 2 人、主査 12 人、主任主事 15 人、主事 23 人の計 56 人である。その他、非常勤職員 55 人、臨時職員 16 人である。

2 主な所掌事務

国保・後期高齢医療課は、国民健康保険事業の企画及び普及、国民健康保険の給付、国民健康保険の診療報酬の審査、国民健康保険税の賦課及び徴収、後期高齢者医療制度、健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 第

7 条の規定による改正前の老人保健法の医療に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、一般被保険者国民健康保険税(医療給付費分)49 億 9,890 万 9,887 円(現年度分 26 億 5,788 万 5,578 円、滞納繰越分 23 億 4,102 万 4,309 円)一般被保険者国民健康保険税(介護納付金分)4 億 6,462 万 8,823 円(現年度分 2 億 5,784 万 5,133 円、滞納繰越分 2 億 678 万 3,690 円)一般被保険者国民健康保険税(後期高齢者支援金分)4 億 7,880 万 1,898 円、後期高齢者医療保険料(普通徴収保険料)4 億 7,391 万 2,458 円、後期高齢者医療保険料(特別徴収保険料)2 億 3,503 万 7,610 円等である。

(2) 補填金について

補填金については、平成 19 年度国民健康保険事業特別会計(3 億 5,508 万 9,893 円)平成 19 年度老人保健特別会計(4 億 258 万 5,975 円)の不足分を平成 20 年度予算から繰上充用したものである。

(3) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、一般被保険者療養給付費(105 億 8,470 万 6,431 円)保険財政共同安定化事業拠出金(25 億 2,193 万 6,767 円)後期高齢者支援金(23 億 2,050 万 8,329 円)医療給付費(22 億 8,572 万 4,888 円)一般被保険者高額療養費(14 億 8,808 万 5,103 円)介護納付金 10 億 3,127 万 5,607 円)後期高齢者医療広域連合会保険料等負担金(8 億 4,318 万 4,311 円)等である。

(4) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、(一般、退職)被保険者療養費、(一般、退職)被保険者高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金免除金、後納郵便料等である。

概算払による支払いは、九州都市国保研究協議会旅費、全国都市国保主管課長研究協議会旅費、滞納国保税徴収出張(宮古地区、八重山地区、関東地区、関西地区)旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、共同電算委託業務(一般、老人医療)(2,676 万 2,281 円)街頭広報宣伝業務(199 万 8,000 円)被保険者証(カード)作成(142 万 5,375 円)S E 派遣委託(126 万 4,200 円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、パソコン賃借料 2 件(274 万 1,064 円)複写機(2 台)賃貸借料及び使用料(49 万 5,023 円)高速プリンター賃貸借料(27 万 2,160 円)業務用軽自動車賃貸借料(17 万 100 円)WEBサーバー賃貸借外 4 件(26 万 8,350 円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、高速レーザープリンター修理外 1 件(4 万 950 円)である。

これらのことについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金について

那覇市国民健康保険基金として 1,414 円、那覇市国民健康保険高額療養資金貸付基金として 3,000 万円である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 22 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

未収金について（注意事項）

滞納者に対する取組みとして、資格取得の届出遅延者に係る適用及び保険税賦課の適正化、収納体制の充実・強化、保険税・賦課事務の適正化、口座振替の促進、国民健康保険税の広報等に積極的に取り組んでいるが、平成 20 年 11 月 30 日現在の国民健康保険税の滞納繰越分の収入未済額が 26 億 2,345 万 636 円である。

収納向上対策の観点から、費用対効果を検証しつつ、なお一層滞納繰越分の圧縮に努められたい。

国民健康保険税滞納繰越分収納状況（平成 20 年 11 月 30 日現在）

（単位：円）

科 目	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率(%)
一般被保険者国民健康保険税	2,688,454,247	140,646,248	2,547,807,999	5.2
医療給付費分滞納繰越分	2,471,306,615	130,282,306	2,341,024,309	5.3
介護納付金分滞納繰越分	217,147,632	10,363,942	206,783,690	4.8
退職被保険者国民健康保険税	82,491,930	6,849,293	75,642,637	8.3
医療給付費分滞納繰越分	75,875,946	6,439,474	69,436,472	8.5
介護納付金分滞納繰越分	6,615,984	409,819	6,206,165	6.2
合 計 額	2,770,946,177	147,495,541	2,623,450,636	5.3

○ 特定健診課

1 職員の配置状況

特定健診課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主査 3 人、主任主事 1 人、主事 2 人、主任保健師 1 人、保健師 2 人、栄養士 1 人の計 12 人である。その他、非常勤職員 12 人、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

特定健診課においては、特定健康診査及び特定保健指導、国民健康保険の保健事業、特定健康診査及び特定保健指導に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属

別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、特定健康診査等事業費 (1,311 万 4,860 円) である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、平成 20 年度特定健診受診券発送 (262 万 2,570 円) 磁気情報修復修繕費 (29 万 4,683 円) 等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託の契約は、特定健康診査委託 (2,716 万 5,070 円) 国保健診便り配布委託 (162 万 5,400 円) 健康診査委託 (67 万 2,500 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料 (26 万 7,333 円) である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、モノクロレーザープリンターの修理 (1 万 6,800 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

こどもみらい部

○ こども政策課

1 職員の配置状況

こども政策課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 3 人、主事 2 人、充て指導主事 1 人の計 14 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

こども政策課においては、こどもみらい部の総合企画及び総合調整、次世代育成行動支援計画、保育所の設置及び廃止、幼稚園に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、幼稚園保育料 (滞納繰越分 621 万 9,560 円) 預かり保育料 (幼稚園) (滞納繰越分 91 万 5,000 円) である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、団体負担金 (共済負担金幼稚園) (38 万 4,480 円) 第 30 回九州県庁所在都市福祉行政主管者協議会出席負担金 (1 万 2,000 円) 及び九州国公立幼稚園会研究大会 (沖縄大会) 負担金 (6 万 3,000 円) である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、保育料還付金 (幼稚園使用料) 預かり保育料還付金 (幼稚園使用料) 学校保健関係非常勤職員報酬、幼稚園定期健診業務委託料 (内科・歯科) 市立幼稚園の春・秋遠足旅費等である。

概算払による支払いは、沖縄県市部福祉業務連絡協議会先進地視察旅費 (8 万 5,460 円) である。

これらについて、予算執行伺等により審査した結果、「 6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、幼稚園健康診断業務 (377 万 9,479 円) 幼稚園ごみ処理 (84 万 1,260 円) 幼稚園消防用設備保守点検 (48 万 5,520 円) 幼稚園冷房機及び空調設備保守点検 (34 万 2,510 円) 等である。

(2) 工事及び設計業務契約について

工事及び設計業務契約は、久場川保育所園舎建設工事 (仮設園舎・解体) (556 万 9,000 円) 真嘉比幼稚園地内排水設備工事 (288 万 7,500 円) 高良幼稚園園舎建設工事 (繰越事業。 1 億 5,366 万 4,910 円) である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、幼稚園印刷機賃貸借契約 (71 万 3,790 円) 幼稚園複写機賃貸借契約 (55 万 9,650 円) タクシー使用料 (10 万 480 円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、天妃幼稚園電源コンセント修繕外 155 件 (929 万 9,223 円) 古蔵幼稚園印刷機修繕外 38 件 (55 万 9,927 円) である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金について

那覇市こどもみらい基金として 1 億 3,657 万 1,416 円である。

(2) 建物について

建物は 23,280 m²である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 13 日、本課の備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。また、同日午後から 36 幼稚園中若狭幼稚園、前島幼稚園の物品出納及び保管等について突合した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

未収金の徴収について (努力事項)

幼稚園保育料滞納繰越分未収金は 713 万 4,560 円で、年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らな

ければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図るよう努められたい。

幼稚園保育料滞納繰越分収納状況 (平成 20 年 11 月 30 日現在)

(単位: 円)

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	収入率 (%)
幼稚園保育料	6,952,460	732,900	6,219,560	10.5
預かり保育料	1,165,000	250,000	915,000	21.5
合 計 額	8,117,460	982,900	7,134,560	12.1

○ こどもみらい課

1 職員の配置状況

こどもみらい課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 4 人、主任主事 6 人、主事 4 人、保健師 1 人、保育所長 13 人、主任保育士 102 人、保育士 22 人、主任調理員 1 人、調理員 10 人、栄養士 1 人、用務員 15 人の計 183 人である。その他、非常勤職員 57 人、臨時職員 134 人で 191 人である。

2 主な所掌事務

こどもみらい課においては、保育所(ただし、こども政策課所管の保育所の設置及び廃止に関するものを除く)、認可外保育施設の指導に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、保育所運営費保護者負担金(公立)(滞納繰越分 1,866 万 50 円) 保育所運営費保護者負担金(認可)(滞納繰越分 3,012 万 9,340 円) 3 歳以上児主食費(公立)(滞納繰越分 93 万 8,480 円)である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、私立保育園運営費負担金(34 億 7,496 万 9,880 円) 沖縄県社会福祉協議会保育協議負担金(4 万 7,593 円) 沖縄県保育士会負担金(3 万 1,823 円) 保育所長研修会出席負担金(4 万 8,000 円) 保育所防火管理者講習会研修負担金(6,120 円)である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、保育料過誤納還付金(公立保育所・認可保育所) 認可外保育施設の賠償責任保険料、沖縄県社会福祉協議会保育協議負担金、沖縄県保育士会負担金、幼稚園保育所合同研修会講師謝礼金等である。

概算払による支払いは、保育所入所業務先進視察旅費、南部地区保育所給食研修会参加旅費、保育所賠償保険料(公立) 保育所賠償責任扶助費(認可園)等である。

これらについて、予算執行伺等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市安謝保育所管理運営委託(指定管理者。7,021 万 4,220 円)、認可外保育施設への専門講師派遣事業(497 万 3,850 円)、認可外保育施設児童歯科健診業務(421 万 6,800 円)、認可外保育施設児童内科健診業務(379 万 1,200 円)、認可外保育施設児童及び職員諸検査業務(236 万 2,342 円)等である。

(2) 工事及び設計業務の契約について

工事及び設計業務契約は、鏡原保育所剥離防水工事・設計業務委託(33 万 6,000 円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機保守契約(課分、石嶺保育所外 13 ヶ所分支出済額 115 万 313 円)、保育業務システムリース料(70 万 4,368 円)、業務用軽自動車賃貸借契約(10 万 5,210 円)、タクシー使用料(7 万 7,220 円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、石嶺保育所外門扉錠施設修繕外 83 件(669 万 6,343 円)、与儀保育所冷房機取替え備品修繕外 1 件(54 万 6,000 円)、給食運搬車両修繕外 13 件(68 万 2,110 円)である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は行政財産 7,137.54 m²、普通財産 6,320.63 m²(貸付期間 20 年。内訳:小禄保育所 1,273.35 m²、与儀南保育所 582.46 m²、松山保育所 408.49 m²、城北保育所 2,571.00 m²、大名保育所 1,485.33 m²)である。

建物は 7,217.96 m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 14 日、本課の備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。また、同日午後から 14 保育所中、当蔵保育所、若狭浦保育所の物品出納及び保管等について同様に突合した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

未収金の徴収について(努力事項)

保育所運営費保護者負担金等滞納繰越分未収金の徴収については平成 19 年度から民間の債権回収サービス(サービサー)に委託している。その結果、収納率が向上していることは評価できる。しかし未収金 4,972 万 7,870 円は多額であり年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図るよう努められたい。

保育所運営費保護者負担金等滞納繰越分収納状況 (平成 20 年 11 月 30 日現在)
(単位: 円)

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	収入率(%)
保育所運営費保護者負担金 (公立)	22,585,525	3,925,475	18,660,050	17.4
保育所運営費保護者負担金 (認可)	41,733,280	11,603,940	30,129,340	27.8
3 歳以上児主食費 (公立)	1,160,590	222,110	938,480	19.1
合 計 額	65,479,395	15,751,525	49,727,870	24.1

○ 子育て応援課

1 職員の配置状況

子育て応援課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 3 人、主査 12 人、主任主事 10 人、主事 7 人、児童館長 8 人、言語聴覚士 1 人の計 44 人である。
その他、非常勤職員 46 人、臨時職員 10 人である。

2 主な所掌事務

子育て応援課においては、保育所以外の児童福祉施設、児童扶養手当法及び児童手当法、児童虐待の防止、療育センター、障害者自立支援法のうち障害児サービス、乳幼児・母子及び父子医療、母子及び寡婦福祉法、母子福祉センター、助産施設の入所、母子生活支援施設 (さくら)、身元保証人確保事業に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、児童扶養手当返還金 (滞納繰越分 376 万 1,500 円) 児童保護 (助産) 措置費自己負担金 (滞納繰越分 19 万 600 円) 児童手当返還金 (滞納繰越分 159 万 5,000 円) 児童サービス利用者負担分 (滞納繰越分 3 万 7,214 円) 母子及び父子家庭等医療費助成金返還金 (滞納繰越分 2 万 2,110 円) である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金は、平成 20 年度児童館連絡協議会負担金 (6 万 6,000 円) ワークショップ実技講座出席負担金 (4 万 5,000 円) 発達障害実践セミナー出席負担金 (1 万 6,800 円) 九州地区母子自立支援員連絡協議会総会出席負担金 (6,000 円) 等である。

補助金は、放課後児童健全育成事業 (1 億 1,097 万 3,500 円) 母子家庭等職業自立支援事業 (194 万 8,000 円) 児童館母親クラブ活動助成金 (162 万円) 那覇市母子寡婦福祉会運営補助金 (108 万 7,000 円) 発明クラブへの補助 (5 万円) である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、扶助費 (児童手当) 扶助費 (児童扶養手当) 母子及び父子家庭等医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業等である。

概算払による支払いは、平成 20 年度地域組織活動育成事業、児童クラブ運営補助金、那覇市母子寡婦福祉会への運営補助金等である。

これらについて、予算執行伺等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、母子生活支援施設事業 (3,583 万 6,000 円)、児童館管理運営費 (3 児童館指定管理者の合計 2,545 万 6,000 円)、障害児タイムケア事業 (653 万 4,000 円)、乳幼児健康支援一時預かり事業 (3 受託者合計 692 万 4,170 円)、ファミリーサポートセンター事業委託 (381 万 7,000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料 (124 万 3,918 円)、大名児童館隣接地借地料 (60 万 461 円)、つどいの広場賃借料 (58 万 5,000 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、城北児童クラブ断熱工事 (20 万円)、大名児童クラブ蛍光灯取り替え及び増設外 4 件 (44 万 8,300 円)、児童館貯水槽修繕外 23 件 (112 万 5,454 円)、療育センター電話機増設工事外 3 件 (12 万 1,065 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は 7,925.76 m^2 (児童館 4,514.61 m^2 、障がい児施設 1,371.49 m^2 、母子生活支援施設 2,039.66 m^2) である。

建物は 6,717.54 m^2 (児童館 4,210.14 m^2 、母子生活支援施設 1,803.10 m^2 、石嶺記念児童遊園 19.03 m^2 、障がい児施設 685.27 m^2) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 15 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した。また、同日午後から 8 児童館中、壺屋児童館、識名児童館の物品出納及び保管等について突合した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

未収金の徴収について (努力事項)

児童扶養手当返還金、児童手当返還金の滞納繰越分未収金は 535 万 6,500 円で、年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図られたい。

児童扶養手当返還金等滞納納繰越分収納状況 (平成 20 年 11 月 30 日現在)

(単位: 円)

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	収入率(%)
児童扶養手当返還金	4,102,500	341,000	3,761,500	8.3
児童手当返還金	2,115,000	520,000	1,595,000	24.6
合 計 額	6,217,500	861,000	5,356,500	13.8

選挙管理委員会

○ 選挙管理委員会事務局

1 職員の配置状況

選挙管理委員会事務局の職員の配置状況は、局長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 3 人、主任主事 1 人、主事 1 人の計 8 人である。

2 主な所掌事務

選挙管理委員会事務局においては、選挙人名簿の調製、縦覧、閲覧及び保管、選挙権及び被選挙権の資格調査、告示、直接請求、訴訟及び異議申出、選挙の公営、選挙啓発、選挙運動及び政治活動、選挙の諸証明、投票区、帳票所等の設定及び改廃、各種選挙事務の管理執行、裁判員及び検察審査員候補者予定者選定、最高裁判所裁判官国民審査の事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国市区選挙管理委員会連合会、九州都市選挙管理委員会連合会、沖縄県都市選挙管理委員会連合会等への団体負担金である。交付金の支出は、選挙運動用通常葉書に伴う交付金、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成にかかる公営費である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、全国市区選挙管理委員会連合会総会、九州都市選挙管理委員会連合会、沖縄県都市選挙管理委員会連合会等への出席負担金、選挙の投票立会人・投票管理者報酬、事務従事者等への報償費、選挙投票所入場券の郵送料等である。

概算払による支払いは、全国市区選挙管理委員会連合会総会、九州都市選挙管理委員会連合会、沖縄県都市選挙管理委員会連合会総会、先進都市視察研修等への出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、県議会議員選挙ポスター掲示場設置業務 (501 万 9,000 円) 期日前・不在者投票システム支援業務 (101 万 1,675 円) 投票機材配送業務 (71 万 4,000 円) 市長及び市議会議員補欠選挙ポスター掲示場設置業務 (491 万 4,000 円) 投票機材配送業務 (58 万 8,000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、県議会議員選挙 (71 万 5,370 円)・市長及び市議会議員補欠選挙 (52 万 7,161 円) のレンタル車賃借料、NHK 受信料 (1 万 3,280 円) である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、県議会議員選挙の用紙交付機・計数機点検修理 (15 万 6,229 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 1 月 19 日備品台帳、その他関係書類を突合 (抽出) した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。